

子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金を給付します

食費等の物価高騰等に直面し、子育てに対する負担の増加や収入減少等の実情を踏まえた生活支援を行うため、非課税子育て世帯に対して国から「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を、それ以外の子育て世帯に対しては町から「木古内エール子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

【非課税子育て世帯】低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

※既に北海道から支給されたひとり親世帯を除きます。

■支給対象者

①～③のいずれかに該当する方

①令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）を受給された方

②平成17年4月2日～令和6年2月29日（特別児童扶養手当の支給対象者である児童は、平成15年4月2日～令和6年2月29日）の間に出生した児童の養育者で、令和5年度分の住民税が非課税の方

③②に記載の児童の養育者で、令和5年1月から令和6年2月までの収入が急変し、主たる生計維持者の収入見込額が住民税非課税相当となる方

※非課税世帯となる年間給与収入の目安

税法上の扶養数	住民税非課税基準額
0名	93.0万円
1名	137.8万円
2名	168.0万円
3名	209.7万円
4名	249.7万円

■給付額

児童1人あたり 5万円

■給付金の手続き

- ・①に該当する方には原則申請不要です。（6月末に通知をしておりますので、ご確認ください。）
- ・②、③に該当する方は申請が必要となります。令和6年2月29日（木）までに申請書を町ホームページからダウンロードして申請いただくか、役場町民課窓口で申請してください。

【課税子育て世帯】木古内エール子育て世帯生活支援特別給付金

■支給対象者

平成17年4月2日～令和6年2月29日（特別児童扶養手当の支給対象者である児童は、平成15年4月2日～令和6年2月29日）の間に出生した児童を養育している世帯であり、国事業の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を受給していない世帯

■給付額

1世帯あたり 3万円

■申請方法

7月末頃、支給対象に該当すると見込まれる世帯へ、申請書を発送しますので、必要事項を記入し、本人確認書類（免許証等のコピー）を添付のうえ、期限までに返送してください。

■申請期限

令和6年2月29日（木）まで

■お問い合わせ・申請窓口 町民課住民グループ（福祉年金担当） ☎01392-2-3131